

第二次東久留米市民地域福祉活動計画推進・評価委員会
報 告 書

平成18年12月28日

社会福祉法人 東久留米市社会福祉協議会活動計画推進・評価委員会

はじめに

社会福祉法人東久留米市社会福祉協議会は、平成 17 年 3 月に第二次東久留米市民地域福祉活動計画（安心と心ゆたかな地域生活への支援戦略）を策定し、その基本理念は（1）個人の尊厳と自立した日常生活への支援（ノーマライゼーション）、（2）市民主体による地域福祉づくり（地域福祉の推進）、（3）福祉サービス利用者の立場・権利を尊重する地域づくり（人権の擁護）とし、年次目標は、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間を前期、平成 22 年度から平成 26 年度までを後期とする 10 年間としました。

この活動計画は計画の展開に併せ活動計画推進・評価委員会を設置し、毎年度ごとに進捗状況の点検・事業評価を行い、実施計画を見直していくことになっています。

そこで、平成 18 年 7 月 19 日付で社会福祉法人東久留米市社会福祉協議会活動計画推進・評価委員会設置要綱を制定し、同委員会を平成 18 年 8 月 21 日に立ち上げ、延べ 4 回審議しました。併せて、活動計画の評価の精度を高めるため、活動評価指標に基づく職員による内部評価の実施、「ふれあいサービス」「ファミリー・サポート・センター」のサービス利用者、サービス提供者及び「地域福祉権利擁護事業」のサービス提供者に対するアンケート調査の実施、委員及び社協職員が地域に出向いて「社協事業に対する意見を伺う会」を開催し、様々な角度から事務事業の総合的な振り返りの評価を行いました。

ただ平成 17 年度は、事務事業評価の取り組みの先進事例が身近にないことから、手探り状態での委員会の運営を行いました。そこで、委員会の進め方や評価方法のあり方にも多くの課題を残しましたが、ここに審議結果を報告致します。

なお、この報告書の作成にあたりご尽力いただいた委員及び市民の皆様、そして、職員のご協力に深く感謝を申し上げます。

平成 19 年 12 月 28 日

社会福祉法人東久留米市社会福祉協議会
活動計画推進・評価委員会

委員長 川 村 匡 由

目 次

1. 活動評価の位置づけ	1
2. 活動評価の視点	1
3. 活動評価の方法	1
(1) 「活動評価の指標」に基づく職員による内部評価	1
(2) 社協の地域福祉活動等に関するアンケート調査の実施	2
(3) 「社協事業について意見を伺う会」の開催による 市民や会員の評価	2
(4) 活動計画推進・評価委員会での審議	3
(5) パブリックコメント（意見公募）の募集	3
4. 活動目標の成果・問題点・解決方法	4
(1) 小地域福祉活動の推進	4
(2) 情報提供・相談活動の充実	5
(3) 福祉学習の推進	6
(4) 市民の自主的な地域福祉活動の支援	7
(5) 地域生活支援サービスの充実	8
(6) 関係団体との連携・協力の充実	11
5. 委員会からの提言	12
6. 次年度以降の活動推進・評価委員会のあり方について	13

【資 料】

1. 平成17年度事務・事業評価一覧表
2. 事業報告年度比較表
3. 活動評価の指標
4. 社協の地域福祉活動等に関するアンケート調査報告（共通項目抜粋）
5. 社協事業について意見を伺う会 実施報告
6. パブリックコメント
7. 委員会審議経過
8. 活動計画推進・評価委員会委員名簿
9. 活動計画推進・評価委員会設置要綱

1. 活動評価の位置づけ

平成17年3月に策定した「第二次東久留米市民地域福祉活動計画（安心と心ゆたかな地域生活への支援戦略）」に基づき、平成17年度に行われたすべての事業の進捗状況の点検・事業評価を行うため、平成18年8月31日に本会は活動計画推進・評価委員会を設置して振り返り評価を行った。

この評価は毎年度行い、計画に記載された活動・事業についてどの程度まで実施されたのか、市民・会員・職員の評価を参考に委員会が総合的評価をした。

また、この報告を参考にして、社協では実施計画をローリング（見直し）していくことになる。

2. 活動評価の視点

各事業の評価については、次の3つのレベルでの評価を参考にして、委員会で総合的な評価を行うこととした。

〔視 点〕

- (1) 事業の担当職員による評価を行う視点（内部の自己評価）
- (2) 「社協事業について意見を伺う会」の開催による市民や会員の評価を求める視点
- (3) 社協が行っている事業のサービス利用者及びサービス提供者を対象としたアンケート調査による評価を求める視点
- (4) 委員会による総合評価を行う視点

3. 活動評価の方法

(1) 「活動評価の指標」に基づく職員による内部評価

- ・すべての事業について、担当職員（社協の正規職員・嘱託職員）が活動評価の指標に基づき評価し、評価内容については活動目標ごとのすべての事業について、委員会委員2名が事務局長及び係長に対してヒアリングを行い、委員会での議論の参考とした。
- ・活動評価指標は、次の9区分（17項目）をもって評価した。
 - ①事業の達成度、②参加者（サービス利用者）の関心・理解・意欲度、③関係機関・団体の連携・協力度、④事業に対する満足度、⑤参加者（利用者負担の適正化）、⑥事業実施場所の適正性、⑦事業運営の適正性、⑧地域社会の福祉活動に対する理解度、⑨組織度
- ・そのうえで各事業に点数付けを行い、①成果、②問題点、③課題、④解決方法等を記述した。

※ 詳細については別紙「活動評価の指標」を参照。

(2) 社協の地域福祉活動等に関するアンケート調査の実施

社協が行っている福祉サービス事業のうち、ふれあいサービス及びファミリー・サポート・センター事業については利用者及びサービス提供者を対象とし、また地域福祉権利擁護事業については、サービス提供者を対象にアンケート調査を実施して評価を求めた。

【アンケート調査の概要と結果】

- ・調査の主な内容は次のとおり。
 - ①居住地域、②サービス満足度、③主な社協事業の認知度、④地域の現状と課題、⑤社協活動の問題点・課題と評価、⑥社協の将来像
- ・調査の対象と方法、回収状況
(調査対象)

平成17年度及び平成18年4月1日から9月25日までの間に、次の事業を利用、またはサービス提供された方。地域福祉権利擁護事業は協力者である生活支援員を対象とした。調査票の配布方法は郵送による配布・回収方法とした。ただし、ふれあいサービスの利用者は、高齢者が多いために職員が自宅を訪問し聞き取りとした。

※ 詳細については別紙参照。

調査対象者	依頼人数	回収数	回収率
①在宅福祉サービス事業(ふれあいサービス)利用会員	21人	20件	95.2%
②在宅福祉サービス事業(ふれあいサービス)協力会員	26人	17件	65.4%
③ファミリー・サポート・センター事業ファミリー会員	40人	14件	35.0%
④ファミリー・サポート・センター事業サポート会員	38人	26件	68.4%
⑤地域福祉権利擁護事業生活支援員	9人	7件	77.8%
計	134人	84件	62.7%

※調査期間 平成18年9月28日から10月10日まで。

(3) 「社協事業について意見を伺う会」の開催による市民や会員の評価

- ・委員会委員2名と事務局長・係長が地域に向き市民や会員の意見を求めて評価の参考とした。 ※ 各会場別の来場者の意見は別紙参照。



市民プラザ・ホールでの「意見を伺う会」の様子

・開催状況

(日 時)	(開催場所)	(一般来場者数)
平成 18 年 10 月 19 日	東部地域センター	15 人
平成 18 年 10 月 20 日	西部地域センター	10 人
平成 18 年 10 月 24 日	市民ブラザホール	14 人

(4) 活動計画推進・評価委員会での審議

※ 別紙「委員会等審議経過」を参照。

(5) パブリックコメント（意見公募）の募集

報告書（案）及び資料「事業報告年度比較表」を公開し、報告書（案）に対する意見を募集した。

・実施方法

- ①社協ホームページに掲載し、電子メールで送信する。
- ②以下の場所に布置し、意見用紙に記載し提出またはファックスで送信する。

布置場所 東久留米市わくわく健康プラザ1階 相談所
東久留米市わくわく健康プラザ2階 社協事務局
東久留米市役所2階情報コーナー
東久留米市中央町地区センター
東久留米市浅間町地区センター
東久留米市野火止地区センター
東久留米市南町地区センター

・実施期間

平成 18 年 12 月 4 日（月）から 12 月 18 日（月）までの 15 日間



パブリックコメントの募集

4. 活動目標の成果・問題点・課題・解決方法

市民地域福祉活動計画の体系図に基づく活動目標ごとに、事業の成果・問題点・課題・解決方法を取りまとめることとした。

(1) 小地域福祉活動の推進

〔成果〕

職員が地域へ出向いて地域住民や地域の福祉団体、グループ、民生委員・児童委員等と地域福祉懇談会の場で意見交換ができたことは、これまでの社協の活動では見えなかった各地域の多種多様な福祉課題が明らかになってきたことが成果としてあげられる。

また、障がい者福祉団体との懇談会は障がいごとの団体の取り組み方の違いが浮き彫りになった。

〔問題点〕

地域福祉懇談会は民生委員の担当区域としているため、開催回数が多くなり、事務的に負担が多く煩雑となった。当面は隣接する民生委員の担当区域を対象範囲とするなど、柔軟性を持った計画とすべきである。

また、障がい者との懇談会では、団体によって興味・関心の視点が異なることが多いので開催方法に工夫が必要である。



地域福祉懇談会の様子

〔課題〕

地域によって温度差があり、地域福祉課題を十分把握しきれていない地域がある。このため、地域福祉懇談会の開催のあり方については画一的ではなく、地域の実情にあった計画とすべきである。また、「意見を伺う会」での意見として、「自治会単位でも開催して欲しい」との要望があったが、対応が可能か否かについて検討する必要がある。

障がい者団体との懇談会は、参加団体の意見を十分に聴くことができなかった点に課題が残った。

〔解決方法〕

地域福祉懇談会は、市内公共施設等のある民生委員の担当区域を中心とし、

地道に進めていくべきである。また、全職員が担当地域を持ち、きめ細かな対応ができるようにすべきである。

障がい者団体との懇談会は、複数の団体を対象にすると意見集約が難しいことから、一団体との懇談会の開催も検討すべきである。

(2) 情報提供・相談活動の充実

〔成果〕

情報の提供は、「社協だより」は年6回、「地域福祉情報誌かがやき」は年4回、ボランティア通信は年6回それぞれ発行・配布等し、またホームページでも事業の紹介等を行っている。

また、「社協だより」の入札による予算削減や、「かがやき」の版下データによる入稿、及び校正処理による発行コスト削減ができた。

一般相談の「なんでも相談」は、週3日ボランティア相談員による電話相談である。頻回者からの相談が全相談件数の25パーセントに及ぶことから、傾聴を目的に行っている事業として成果があった。

また、弁護士による専門相談の「無料法律相談」は月に1回行い、相談者の大半が高齢であるため、住まいの地域で弁護士に相談できるメリットは大きい。

〔問題点〕

アンケート調査の結果をみると、社協の事業を何で知ったかという設問では、市の「広報ひがしくるめ」で知った41%、「社協だより」で知った21%、友達または近所の人から聞いた12%となっており、社協だよりの編集の仕方や他の情報提供のあり方に問題があることが推測される。

特に、「社協だより」は「広報ひがしくるめ」に折り込まれて配布するため、社協が行政機関と間違われやすいことなどの問題がある。このため、行政色を払拭する取り組みが必要である。

また、福祉情報資料室（平成18年度より「ボランティア交流室内地域情報コーナー」に変更。）が活用されていないので、市民や団体等に十分に周知を図ることが必要である。

「なんでも相談」の相談件数は、1日平均2件と少なく、市民に周知されていない。またボランティア相談員が不足している状況である。



〔課題〕

「社協だより」等は、文書表現上、中・高校生や高齢者が読んでも理解しやすいよう、読者の視点に立った編集が必要である。また、関連する情報誌やチラシ・パンフレットは、布置場所や配達方法に課題がある。また、社協ホームページは他団体とリンクし、より多くの市民に社協事業を知っていただけるよう、検討をすべきである。

「なんでも相談」は、市民に周知されていない。またボランティア相談員の人材養成が必要である。

〔解決方法〕

「社協だより」等の情報紙が、市民にどの程度読まれているかを知るため、アンケート調査の実施について検討する必要がある。

また、布置場所は、公共機関や金融機関だけではなく、福祉施設や店舗などにも布置を依頼し、多くの市民の目に触れるように拡大していくべきである。

福祉情報資料室の利用促進にあたっては、古い資料を廃棄し、できるだけ新しい資料に切り替えるなどの対応が必要である。また、市民や市内福祉施設及びボランティア団体等に対し、そこではどのような情報が収集できるのかについて一層の周知を図っていくべきである。

「なんでも相談」も市民への周知を強化するとともに、ボランティア相談員の確保や運営体制等の検討が必要である。

(3) 福祉学習の推進

〔成果〕

2005 夏休みボランティア体験講座は予想以上の参加者で、中学生を中心とした福祉教育の場として成果があり、学校関係者と連携を深めることができた。

精神保健福祉ボランティア養成講座は、医師や保健師、施設職員などから精神疾患について学べる機会となり、参加者は強い関心を持って参加していた。

高齢者施設の担当者から、ボランティアに学んで欲しいテーマを提案してもらい開催したボランティアフォローアップ講演会では、参加者より「傾聴」については継続的な講座にして欲しい旨の声が多く、次年度の講座につなげることができた。



子育てグループで保育ボランティア体験中

〔問題点〕

子ども福祉体験事業は、実施内容及び開催時期の関係で年 6 回開催予定が 3 回の開催であった。中級手話講習会は、修了者が参加者の 5 割と少なかった。要約筆記入門講座（共催事業）は、申込者が少なかった。

〔課題〕

子ども福祉体験事業、手話講習会、要約筆記入門講座（共催事業）は、開催時期、依頼先との調整、PR のあり方等の課題が残った。

また、各種講座を受講する参加者の目的は、講座終了後ボランティア活動に生かすのではなく、自分の知識習得のためが多かった。今後は、ボランティア活動につなげていけるように、講師と共に参加者の意識を高めていくことが必要である。

〔解決方法〕

講座等は、事業計画の段階での関係者との綿密な調整を図っていくことが必要である。また、市も開催している手話講習会については、開催期間が長いこと、夜間開催であることによる職員の負担増、予算執行額が多いことなどから、できるだけ早い年度に事業のあり方について市と調整していくべきである。

活動体験の機会をつくり、ボランティアの育成及び確保を計画的に取り組むべきである。

（４）市民の自主的な地域福祉活動の支援

〔成果〕

特に、福祉団体等に対する補助金の 1 割削減が図れたこと、地域福祉活動助成を「創意と工夫による地域福祉活動補助金」に内容を変えて、補助対象額の見直しを図ることで大幅な予算削減ができた。

地域福祉活動を補助対象としたことにより、助成目的が明確になった。また公募により福祉関係以外の団体も含めた助成支援につなげることができた。

〔問題点〕

福祉団体に対する補助金の一律の削減により、補助対象団体からの不満の声があった。また、創意と工夫による地域福祉活動補助金については、補助内容変更後の初年度であり、十分なPR ができなかつたこと、事業説明会や申請受付・補助金交付の時期が遅かつたことが挙げられる。

〔課題〕

社協が行う福祉団体等に対する補助・助成は、原則的には平成 16 年 10 月に

報告された「利用者負担適正化委員会報告書」に基づき、一定のルールの下に補助すべきであるが、市の助成を受けていない団体や社協の行う各種事業に対する協力的な団体には一定の配慮が必要である。

創意と工夫による地域福祉活動補助金は、前述の成果が得られたものの事務が煩雑になった。

〔解決方法〕

福祉団体等の補助のあり方については、「利用者負担適正化委員会報告書」に基づき、一定のルールの下に補助することを原則としつつも、個々の団体の実情にも十分配慮して交付決定すべきである。

創意と工夫による地域福祉活動補助金事業の補助基準は見直しを図り、適正な交付ができるよう改善すべきである。

（５）地域生活支援サービスの充実

〔成果〕

地域福祉サービスでは、地域福祉権利擁護事業、ふれあいサービス事業のニーズは高く、利用者数も増加の傾向にあり大変期待されている。 ※ 「別紙アンケート調査結果」を参照。

また、各種イベントの実施については、関係機関等との連携が適切に図られ実施できた。



ふれあいサービスの協力会員と利用会員

高齢者福祉でのくるめ塾は、「利用者負担適正化委員会報告書」に基づき、利用者負担の増額を図り、収支のバランスがとれた事業運営ができた。

障がい（児）者作品展及び活動展の企画・運営は、そのあり方を検討し一定の方向性を見出すことができた。

子育て支援・母子福祉事業は、ファミリー・サポート・センター事業も利用増となり、概ね安定した事業運営ができた。

資金貸付事業に関する相談は増加傾向にあるが、民生委員等の協力により適切に処理できた。

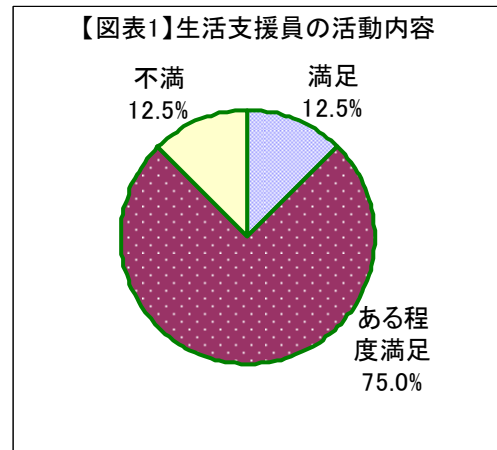
〔問題点〕

地域福祉権利擁護事業は、利用者増に伴い、担当職員の事務量が增大している。

ふれあいサービス事業は、協力会員の高齢化と新たな担い手の確保の問題がある。ファミリー・サポート・センター事業は、サポート会員の空白地があり、市内全体にバランスよく会員の確保を図る必要がある。

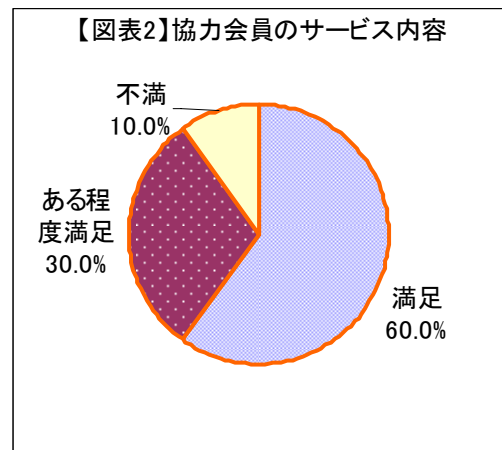
〔課題〕

地域福祉権利擁護事業について、アンケート調査の結果から地域福祉権利擁護事業の生活支援員は、「地域福祉権利擁護の生活支援員活動内容に満足していますか」に対し、満足している12.5%、ある程度は満足している75.0%、不満がある12.5%の回答【図表1】があり、理由として、活動時間が少ない、生活を把握していないと会話に困る、また制度等を習得するのが負担になっているとの意見をいただいた。



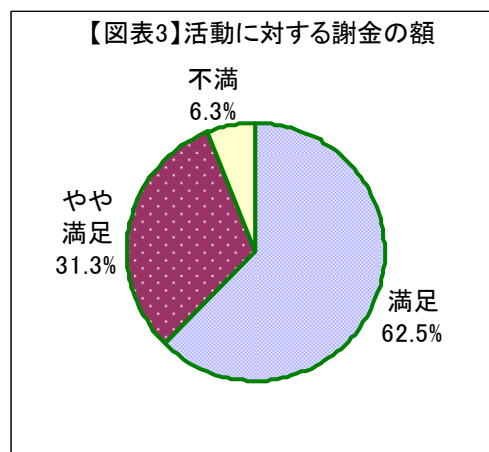
窓口では、相談者の利用希望意思がはっきりしないケースが増え、金銭状況の確認・整理などに契約までの時間がかかるケースが多くなっている。相談・契約件数増加が予想されるため、専門員・生活支援員の確保が必要である。また成年後見制度への移行が困難なケースが増えている現状も課題である。

ふれあいサービス事業について、利用者（利用会員）は、「協力会員のサービス内容に満足していますか」に対し、満足している60.0%、ある程度は満足している30.0%、不満10.0%の回答【図表2】があり、理由として、協力会員によって接し方の違い、以前来てくれていた人と比べると交流が少ない、協力会員が高齢者で疲れているように見える、また自分より年齢が上で、やってほしいことがやってもらえなかったなどの意見をいただいた。

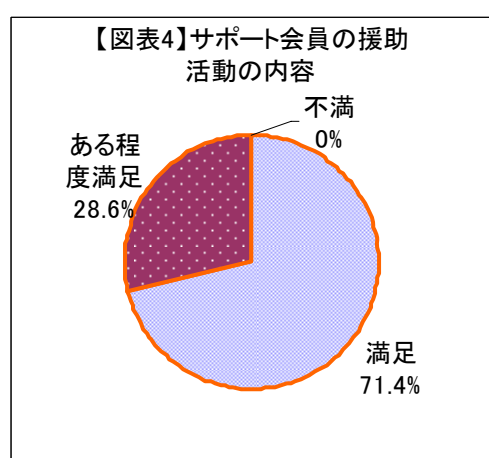


協力会員は、「活動に対する謝金の額については、満足していますか。活動内容や謝金などについてご意見がありましたら、ご記入ください」に対し、満足している62.5%、やや満足している31.3%、不満がある6.3%の回答【図表3】があり、奉仕の場として会員になったので、あまり料金にこだわりがない。社協

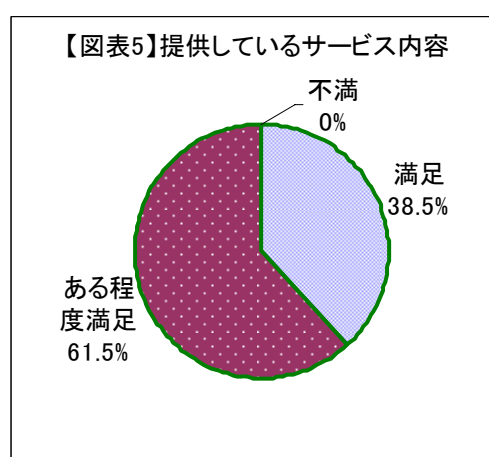
なので今の金額で仕方ない。利用者はお金が高くなるのはつらいなどの意見をいただいた。しかし、今後の協力会員確保の視点から利用料金は上げた方が特に若い方の人材確保ができるのではないかとの意見もいただいている。このようなことからふれあいサービス事業は、協力会員の接し方・介助技術などの研修強化と協力会員が地域的に不足しているので、幅広い協力者の確保が必要である。



ファミリー・サポート・センター事業について、利用者は「サポート会員の援助活動の内容(預かり・送りなど)については満足していますか」に対し、満足している71.4%、ある程度は満足している28.6%、不満0%の回答【図表4】があった。



ファミリー・サポート・センター事業のサポート会員は、「提供しているサービス内容に満足していますか」に対し、満足している38.5%、ある程度は満足している61.5%、不満0%の回答【図表5】があった。



子育ての様々なニーズや問題を支援していく上で、ファミリー・サポート・センターだけではなく、市内のあらゆる子育て機関と連携をはかっていくことや18年度開設の子ども家庭支援センターとの連携は重要である。また連携をしていく上で、ファミリー・サポート・センターのできることで、できないこと

を整理していくことも必要である。

広報活動をしているが、受け手側のサポート不足はなかなか解消されない、また、市内でも地域によってサポート会員登録者数の格差が生じている。今後は、サポート会員の確保とともに、研修等などによる質の向上が求められる。



ファミリー会員のお子さんとサポート会員
(ファミリー・サポート・センター事業)

これらの諸課題については、できる限り早期に取り組むことが必要である。今後は、当初の目的を達成した事業については、費用対効果の視点で検証し、可能なものについては廃止の方向で検討すべきである。

〔解決方法〕

社協は、地域で生活していく上で必要な、法制度ではカバーできていない狭間の事業に絞り込みを行っていく必要がある。そして、自助・共助・公助の視点から、行政、福祉施設、NPO、ボランティア団体等との役割分担を明確化すべきである。

社協の行っている地域生活支援サービスは、大多数の市民からは行政の外部団体が行っているものと間違われることが多い。それは、社協そのものの組織が独立した団体と認識されていないことを表している。

そこで、「社協だより」等を活用して地域生活支援サービスのPRを行うとともに、社協組織についても市民に周知をはかっていく必要がある。

また、協力会員やサポート会員、生活支援員などのマンパワーの育成及び確保については計画的に取り組み、事業継続の見通しがつくような体制整備を図るべきである。

市民から意見があった活動拠点の確保の問題については、社協は市民とともに考えて、可能性のあるものについては、市に対して共に提案すべきである。

(6) 関係団体との連携・協力の充実

〔成果〕

社協主催の各種委員会や会議に、行政、福祉団体、NPO、グループ等に幅広く参画を呼びかけ、様々な角度から多数の意見を伺って、社協事業の推進に反映できた。

また、行政や関連団体が主催する委員会や会議に参画して、現状の福祉課題について、地域福祉の推進役としての立場から意見を述べると共に助言を行い、関係団体との連携・協力の充実が図れた。

〔問題点〕

介護保険制度、障害者自立支援法の実施に向けて、市内の福祉サービス提供事業者・NPO等はその体制づくりのため運営に余裕がなかった。社協が助言できる限界を超えたものであった。

〔課題〕

介護保険制度、障害者自立支援法などの制度の仕組みなどについて、職員は専門性を高めるために学習をしていく必要がある。

より専門的な知識を習得していかなければ、行政や関連団体と対等に議論できなくなることが懸念されるからである。

〔解決方法〕

社協は社会福祉制度の動向を敏感に捉え、関連機関等の抱える現状の諸課題を把握するとともに、積極的に社協主催の学習会等を開催し、一層の連携強化を図っていく必要がある。

5. 委員会からの提言

(1) 事務・事業について

- 地域福祉懇談会は、会員一人が非会員を必ず誘って出席するように心掛けたい。社協がなぜ会員を増やすのか？会費はどのように使われているのか？など、会場で簡単な説明が望ましい。
- 来年度は自治会を動かし防災にどの様に対処するか、またはして欲しいか検討すべきである。災害に備えて地域とのつながり、小地域で社協にリーダーシップをお願いしたい。
- 福祉学習ですが、小学生・中学生の福祉体験学習等青少年のボランティア活動に力を入れて頂きたい。
- みんなの福祉まつりは、今までの経過と時代の流れから一定の役割は終わったのではないか。参加団体も市内各所で自主的にバザーを開催するなど、福祉まつりへの参加を契機に自主的な活動に結びついたのではないか。そのため、本事業は抜本的な見直しが必要と思われる。
- 市民や団体との意見聴取は、なるべく小地域・団体別に一人でも多く参加しやすい良い工夫が必要と思います。

(2) 社協会員の増強及び広報・啓発等

- 一般市民では、社協と行政の役割の違いを理解していない人が多いのではないか。社協の事業は会員による会費を主体的に行う事業であることを理解してもらいメリット・デメリットではなく相互扶助である事をもっと啓発して頂きたい。
- 社協の理念と活動内容を明確にし、アピールし、会員増加をはかる。
- 団体（会社・店舗など）会員の増加をはかる。
- 次年度は、会費を納めて頂いている方の社協に関するご意見を伺うことを提案します。アンケートにて聞く事、あるいは直接聞き取りを行う事、又は希望者による意見交換会が考えられます。
- 社協が行っている事業に関して、どうして社協がやらなくてはならないか。それは、行政がやらない理由、市民自身で行えない理由でもあります。自助、共助、公助のすみ分けの根拠でもあります。市民の寄附金で社協が受け持たなければならない根拠を説明できればと考えます。（理事会、評議員会でも検討する事は可能でしょうか？）
- 本委員会はもう少し自由度さをもたらし、視野の広い意見交換のできる場となればと考えます。

6. 次年度以降の活動推進・評価委員会のあり方について

- (1) 委員の人数をもう少し増やし、専門部会も設けるなど多角的に進めていくことを検討すべきである。
- (2) 市民および当事者団体の意見聴取はより小地域単位で開催すべきである。
- (3) 委員会の審議結果の情報開示のあり方を検討すべきである。
- (4) 委員会の傍聴の許可を検討すべきである。
- (5) 委員会の審議の回数を増やすべきである。



第1回委員会風景

資 料

1. 平成 17 年度事務・事業評価一覧表
2. 事業報告年度比較表
3. 活動評価の指標
4. 社協の地域福祉活動等に関するアンケート調査報告（共通項目抜粋）
5. 社協事業について意見を伺う会 実施報告
6. パブリックコメント
7. 委員会等審議経過
8. 活動計画推進・評価委員会委員名簿
9. 活動計画推進・評価委員会設置要綱